

吹田市新型コロナウイルス感染症に係る 介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業

新型コロナウイルス感染症の発生等による介護サービス提供体制に対する影響をできる限り小さくすることを目的に、介護サービス事業所等が継続して介護サービスを提供するための経費を支援します。

概要

- 新型コロナウイルス感染症の発生等に伴い、通常の介護サービス提供時では想定されな
いかかり増し経費等を補助します。
- 対象となるのは、吹田市内に介護サービス事業所等を有する法人です。
⇒ 原則として、1つの事業所・施設等につき、1回まで申請可能です。

実施事業及び対象事業所

1 介護サービス事業所等のサービス継続支援事業

- ① 休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所
- ② 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・介護施設等
(職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む)
- ③ 濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、介護施設等
- ④ ①～③以外の通所系サービス事業所であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、居宅を訪問し、できる限りのサービスを提供した事業所

※ いずれも福祉用具貸与事業所を除く

2 介護サービス事業所等の連携支援事業

応援職員の派遣や利用者の受入れを行った連携先の介護サービス事業所・介護施設等

対象となる費用（令和2年1月15日以降に発生した経費が対象になります。）

1 介護サービス事業所等のサービス継続に必要な費用

- ・事業所・施設等の消毒・清掃費用
- ・マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用
- ・事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金、旅費・宿泊費等

2 介護サービス事業所等の連携に必要な費用

- ・利用者受入に必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金、旅費・宿泊費等
- ・利用者引継ぎ等の際に生じる費用
- ・職員の応援派遣に係る職業紹介料、(割増)賃金、旅費・宿泊費等

申請の流れ

1 所定の様式をメール又は郵送で高齢福祉室に送ってください。

※ メールの件名は「(事業所名)サービス継続支援事業」としてください。

様式の場所: 吹田市高齢福祉室 → 申請書ダウンロード(補助金関係)

https://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-fukushi/koreifukushi/_93831.html



30日以内

2 吹田市から事業所に交付決定通知と請求書を送付します。



3 交付決定額を確認し、請求書を提出してください。

※ 補助金は、原則として法人に振り込みます。

事業所への振込みを希望される場合、法人から事業所への委任状が必要です。



30日以内

4 請求書の提出を受け、吹田市から事業所へ補助金を支払います。

支払日が決まり次第、振込通知と実績報告書提出の案内文をお送りします。



5 事業所から吹田市へ、実績報告書を提出してください。その際、対象経費の積算がわかる根拠資料及び領収書等を添付してください。



6 吹田市から事業所に交付確定通知を送付します。

※ 確定額が既に交付した補助金を下回る場合は、納入通知書により差額を返還していただきます。

申請期限

令和3年(2021年)3月31日

申請・問い合わせ先

吹田市高齢福祉室

〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号

mail:koufuk_s@city.suita.osakajp

Tel:06-6384-1339、06-6384-1336

Fax:06-6368-7348